

医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）について

1 概要

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行う。

令和 6 年 12 月 17 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間に病床数の削減を行う病院又は診療所に対し、1 床につき **410 万 4 千円**を支給する。

2 活用意向病床数及び内示病床数（一般・療養病床）

令和 7 年 2 ～ 3 月に医療機関あてに行った活用意向調査で削減希望のあった病床数及び第 1 次内示で支給対象となった病床数、また厚生労働省より示された第 1 次内示、第 2 次内示の算定方法は下記のとおり。

	活用意向病床数			
		第 1 次内示病床数	※第 2 次内示病床数	合計
愛知県	771 床	79 床	未定	79 床
西三河南部東構想区域	0 床	0 床	0 床	0 床

※第 2 次内示病床数は、一般・療養病床及び精神病床を合わせ 88 床であったが、一般・療養病床及び精神病床の内訳は厚生労働省からの交付決定待ちのため、未定。

(1) 第 1 次内示の算定方法

- ア 一般会計の繰入等がない医療機関であって、令和 4 年度から 3 年連続経常赤字の医療機関又は令和 5 年度から 2 年連続経常赤字かつ令和 6 年度に病床削減済みの医療機関
- イ 給付額の上限は、アの赤字額の平均の半分を目安とする
- ウ 1 医療機関あたりの給付は 50 床を上限

(2) 第 2 次内示の算定方法

- ア 令和 5 年度から 2 年連続経常赤字の医療機関（第 1 次内示において予算配分の対象となった医療機関を除く。）
- イ 給付額の上限は、アの赤字額の平均の半分を目安とする
- ウ 1 医療機関あたりの給付は 10 床を上限